

# 福彩支援ニュース 第31号

2020.10

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

## 【連絡先】

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592  
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582



★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) へご連絡を！

## 次回原告本人尋問 (第33回期日)

# 11/11 (水) 10時～

★傍聴希望の方は、**9:30**より前に  
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

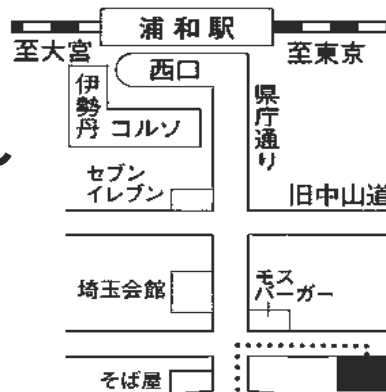
遅れると傍聴券の抽選に参加できません。

以降 **原告本人尋問** (1日に4～5名の原告が出廷)  
いずれも水曜日：午前10時00分から午後4時前後まで  
(原告1世帯につき1時間ほど。11時半～13時に昼休みが入ります)

以降 **12月9日(水)**

2021年 **1月13日(水)** / **2月24日(水)** / **3月24日(水)**

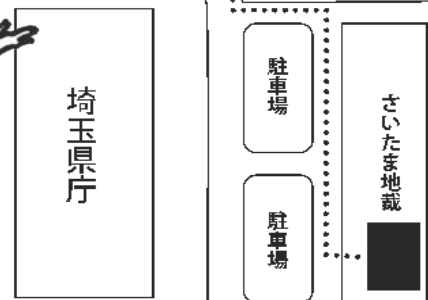
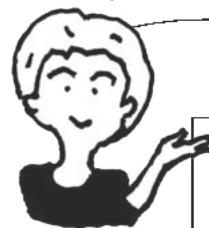
\*コロナ禍で傍聴席が制限されるため、原告関係者の傍聴を優先します。  
抽選からもれた方は、右記の埼玉総合法律事務所で待機してください。  
休憩時に傍聴者を交替する等に対応する予定です。



### マスク着用を お願いします。

傍聴抽選にはずれた方は  
▼埼玉総合法律事務所  
で待機ください。休憩時に  
傍聴者を交替して対応し  
ます。また昼休み時間の  
食事・休憩でも使えます。

埼玉総合法律事務所  
3階会議室



## 第31回、32回期日報告

### 福彩支援事務局

いつも福島原発さいたま訴訟を支援をご支援いただき、ありがとうございます。第31回期日の9月2日、傍聴希望者が定員(コロナ禍で通常の三分の一に制限)を大きく超え、さらに傍聴整理券の配布が予告なしに10分早められました。せっかくさいたま地裁までお越しいただきながら傍聴できなかった方が出たことを、事務局からお詫び申し上げます。以降の原告証人尋問で、傍聴を希望しながら入廷できない方が出た場合、途中

休憩の折りに傍聴を交替するなど、臨機応変に対応する予定ですので、よろしくお願い申し上げます。

9月2日の第31回期日では、まず第78準備書面(避難指示区域外からの「避難の合理性」の論証)、第80準備書面(東電が「復興」を強調する広野町の現状についての報告)を原告側弁護団が陳述した後、専門家証人として辻内琢也教授(早稲田大学人間科学学術院教授)が証人に立たれました(詳細は本紙p.7～)。

続く9月30日の第32回期日より、裁判の山場ともいえる原告証人尋問が始まり、4名の原告本人の方々の

本人尋問が行われました(詳細は本紙p.9~)。

原告側代理人の質問に答える形で、それぞれの方々の克明に原発事故当時のやむにやまれぬ避難の様子から現在にいたるまでの10年近くとなる避難の困難・苦境が語られました。

国と東電の反対尋問は、重箱の隅をつつくような空疎な内容で、嫌がらせのように同じことを質問するなど、品性を疑う態度を裁判長にいさめられる一幕もありました。ある原告は「国も東電も、避難者に対して、何の反省もしていないのだ、と思った」としていました。勇気を振りしぼって法廷に立たれた方々に対してのこれが国の姿か、と思うと情けないばかりです。閉廷後に裁判所、原告、被告で、今後の裁判の進行に関する「進行協議」が行われ、以下の点が確認されました。

## 【9月30日 進行協議期日の内容】

### 1 原告本人尋問について

原告ご本人の中には、現在は福島に住んでいる人もいます。特にご高齢の方は、コロナの影響が心配される中、さいたま地裁に出頭するリスクを恐れている状況があります。

そこで、次回11月の本人尋問の際には、4人中2人について、福島地方裁判所いわき支部とさいたま地方裁判所をビデオでつなぎ、ご本人は福島の裁判所で、裁判官や代理人は埼玉の裁判所で、尋問を行うことになりました。テレビ会議の方法による尋問となります。時差も相当あるようで、わかりにくいかもしれませんが、コロナの影響が心配される状況である仕方がないかと思えます(埼玉に住んでいるとあまり自覚できませんが)。

### 2 現地進行協議について

10月19日に行われる現地進行協議(実質的な現地検証)について、詳しいルートや駐車場の有無など細かな点を確認しました。現地進行協議の結果については、改めてご報告したいと思います。

次回以降の期日も、勇気をもって出廷される原告を応援しましょう。ご支援・ご協力をお願いいたします。

### 【次回期日】

★第33回期日 → **11月11日**(水)

午後**10時**開廷(裁判所には9時半までにお越しを!)

## 「公正な判決を求める署名」

コロナ禍の影響もありこの間滞っていましたが、現在、**7,897筆**(2020年9月2日付)が集まっています。ご協力ください。署名はこちらから。

→ <http://fukusaishien.com/archives/549/>

9月30日、東電福島第一原発の事故をめぐり、福島県で暮らす住民など3600人余りが、生活の基盤が損なわれ精神的な苦痛を受けたとして国と東京電力に賠償を求めている集団訴訟で、仙台高等裁判所の上田哲裁判長は「平成14年に政府の地震調査研究推進本部が発表した地震の『長期評価』を踏まえた試算をしていれば、大規模な津波が到来する可能性を認識することができた。国が東京電力に対策を求める権限を行使しなかったのは違法だ」として、国と東京電力に総額10億円余りの賠償を命じました。

3年前、福島地裁は国と東京電力の責任を認め、総額4億9000万円余りの賠償を命じましたが、その倍額となる賠償命令で、全国の集団訴訟で、**国の責任を認める2審判決は初めて**。各地で行われている裁判に影響を与える可能性があります。

その一方、東電は各地の避難者訴訟において、「避難区域の住民の大多数は訴訟を提起していない。指針等の賠償水準が過少ではないことの証左だ」「故郷」は、法的に保護されるべき利益にあたらない「ノスタルジック」なもの。主体も客体も不明確で、法的に保護される独立した権利・利益に当たらない」などとんでもない主張を繰り返しています。さいたま訴訟の尋問でも、同様の反対尋問が随所に見られました。第32回期日では、原告側弁護士が、東電の背信的な姿勢を厳しく追及する意見陳述を行っています

(詳細は本紙p.5~)。

原告の苦しみを切り捨て、

最小限の補償で逃げ切ろうとする東電の詭弁を

許してはなりません。



## 代理人意見陳述

2020年9月2日 福彩訴訟第31回期日

平成26年(ワ)第501号 損害賠償請求事件外  
原告 29世帯96名  
被告 東京電力ホールディングス株式会社, 国

代理人意見陳述

2020(令和2)年9月2日  
さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士 中山 福 二

同 吉 廣 慶 子 外

### 第1 第78準備書面の概要

1 原告らの中には、福島市や郡山市等、政府等が避難指示を発令しなかった区域から避難した方が多く含まれます。

これらの区域でも、避難指示が発令された区域同様、本件原発事故後、空間放射線量が高い状態が続き、屋内での生活を余儀なくされ、母子は避難するなどしました。避難指示は、そもそも地域経済への影響と健康被害を天秤にかけて、指示を発令するか否かを政策的に判断するものです。これは近時の新型コロナウイルスの特措法に基づく緊急事態宣言や外出自粛要請の発令が、地域経済への影響と健康被害のバランスで発令されているのと同じであり、発令がない地域は安全であることを意味しないのも近時のコロナウイルスと同様です。本件事故による避難指示・屋内待避の有無及び範囲も、地域経済への影響を考慮して範囲が定められたものでした。

福島、郡山、いわきといった県内でも人口が密集する地域経済の基幹都市に避難指示が出れば、地域経済に甚大な影響が及ぶことは明らかでした。避難指示の有無は、当該地域に居住することで放射線被ばくによる健康被害の発現可能性を区分するものではありません。したがって放射線による健康被害を回避するため、これらの区域から遠く離れた県外へ多くの人々が避難をしたこと、とりわけ母子避難が多く見られたことは当然の結果と言えました。

こうして、避難指示の発令された地域か否かを問わず、多くの住民が、多大な被害を被ったのです。

2 被告東電は、避難指示区域外の地域の放射線による危険性が低減している旨強調します。しかし、被告東電の挙げるモニタリングポストの数値は、除染が入念になされた地点の数値に過ぎず、それが地域の放射線量を十分反映していないことは、国連人権理事会特別報告者アナング・グローバー氏による報告でも示されています。また、これらの測定値は、土壌中からの放射性物質放出量を正確に反映できていません。事故後50年の空間積算線量(生涯被ばく線量)を見れば、大半の地域で総計50ミリシーベルトを超えることとなり、また土壌中の放射性物質の数値は、放射線管理区域の法定基準をやはり大半が超えています。

3 また、被告東電は、これらの地域からの避難者の人数は極めて少ない旨を強調します。しかし、被告東電が主張の根拠とする資料には、避難所ではなく親族や友人方等へ避難した人々の分が正確に現れていない等、根拠が薄弱です。これらの地域の人々は、避難指示がない中で避難をするか否かを自ら決めなければならず、その苦悩は甚だしいものでした。そもそも、前橋地裁判決も述べているとおり、避難者数の割合の高低をもって、避難の合理性の有無が判断されるものでもありません。福島県学校基本調査の数字を詳細に検討すれば、実際に避難した子どもたちの人数は被告東電が言うよりもずっと多いことが確認できます。さらに、恒常的な避難でなくとも、「週末避難」など、子どもたちが高い放射線が存在する環境に少しでもいなくて済むよう、さまざまな工夫がなされる等もしていたのです。こういった実態は被告東電の指摘には何ら反映されていません。

4 もっとも、いわき市に関しては、本件事故後の一時期、児童数が増えたかにみえる資料もあります。しかしこれらの資料も数字をきちんと読めば、同市の小学校数や学級数が一貫して減少していること、また人口の増加は除染作業等に従事する男性作業員の流入によるものであることがわかり、このことはいわき市も認めています。またアンケート調査からは、いわき市に残っている住民の多くが放射線による健康影響を不安視している一方、市外に避難した人々の多くは

子の健康への影響を懸念し、事故が収束しなければ放射線による健康不安は払拭できないとしています。

5 また、福島県民を対象としてなされている県民健康調査の結果によっても、甲状腺検査で悪性(疑いを含む)を指摘された人の割合が、避難指示区域外からのほうが多いとされており、本件事故で健康への影響がなかったとは言い切れない結果となっています。

6 除染についても、避難指示区域外の地域においては、予定されたものの大半が終了したものとされていますが、森林地帯のほか、子どもたちが駆け回るような地域のすべての場所がくまなく除染されたわけではありません。原告らによる調査では、除染終了後の時点においても、自治体が設定した基準を上回る数値を示している地点がありました。また、避難指示区域外の地域には、未だに多くの除染土がフレコンバッグに詰められた状態で、仮置場に山積みになり、あるいは仮置場への搬入が未だ出来ていないものも相当程度残っています。集められた除染土がこれらの地域から完全に搬出されるまでには、おそらくお数年はかかるものと見込まれます。

7 さらに、被告東電は、避難指示がなされなかった地域の経済状況等が好転している旨を縷々述べます。しかし、これはある意味当たり前のことです。経済重視の政策判断により避難指示がなされず、その後の震災や原発事故被害の回復のための経済活動になんの制約もなく、除染作業に莫大な国費が投入されて国内大手のゼネコンはじめ多くの土木関連業者が福島除染バブルの恩恵を受けたのですから、数値の好転は当然でしょう。しかしこれが福島の地域経済の復興と全く評価できないことは当然です。そもそも、これらの地域の経済活動が活発になったのは、被告東電による加害行為の後始末による経済効果にすぎないのです。かかる経済状況を見て、当地が復興しているからそこからの避難の合理性は失われた、などと加害者側が言うのは明らかに不合理です。それはあたかも、事故を起こした加害者が被害者に対して、事故の後始末の仕事がたくさんあるから、避難の必要などないといっているに等しいものです。

8 以上の通り、被告東電の言う、避難指示区域外から

の避難の合理性を否定する主張は、いずれも全く根拠のないものです。被告東電が本件原発事故の加害者としての自覚を有するのであれば、これら避難指示がなされなかった区域から避難した原告らの思いを直視し、これに真に寄り添い考えた上で、対応をすべきです。

## 第2 第80準備書面の概要

本書面は、世帯番号4及び28の原告らが居住していた広野町の現状について述べるものです。

1 広野町は福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南に位置しています。豊かな自然に恵まれたコンパクトな町域は、お互いに顔の見える人間関係の形成に寄与しました。有名な童謡「とんぼのめがね」は、広野町の豊かな自然と子どもたちののびのびした姿に着想を得て作られたと言われています。

2 本件原発事故時点のころ、広野町は人口統計からみると、福島県の中では比較的若者が多い町でした。また、町民1人あたりの分配所得が県平均を大きく超えており、広野町は、福島県の中で、所得水準の高い町であったともいえます。豊かな自然の中で子どもたちが育まれる環境があり、かつ所得面においても恵まれた町だったのです。

3 原発事故後、広野町は、2011(平成23)年4月22日に緊急時避難準備区域に指定されたものの、半年足らずの間に解除され、翌年3月31日には、町長によって避難指示を解除する発令もなされました。

現在、広野町は、町民居住者数4245人、帰還率を89.2%と公表しており、一見帰還は進んでいるように見えます(令和2年7月末時点)。しかし、これは、現時点での住民登録人口(4760人)をベースにした数字であり、原発事故前の住民登録人口をベースに考えると、76%程度にしかなりません。また、広野町への帰還者数は、2017(平成29)年3月末、避難者への無償での住宅支援(仮設住宅等)が打ち切りとなった時期に急激に増加したものです。すなわち、避難指示が解除されたから自ら望んで帰還したのではなく、住宅支援の打ち切りによりやむを得ず帰還した人が多数いるのです。世帯番号4及び28の原告らも、安全を実感したからではなく、住宅支援の打ち切りによってやむなく帰還することを選択したと、当時の心境を切実に述べているところです。

4 そして、現在、広野町の児童・生徒数は、原発事故前の半数程度に減少してしまっており、若い世代の帰還が進んでいないことは深刻な問題です。0～14歳の年少人口割合は原発事故前の状況から大きく落ち込んでおり、老年化指数(年少人口に対する老年人口の比率)は、平成22年から平成27年の5年間で約2.6倍になっています。かつての広野町は、若い世代が多く生活し、子どもの声もあちこちで聞こえていたのに対し、現在の広野町は、高齢者の町へと変貌してしまっています。

5 さらに、広野町が原発事故に伴う廃炉作業や復興作業の前線基地とされたことで、これらに従事する作業員が数多く滞在するようになったことが、広野町のさらなる変貌を進めています。

現在、町民居住者数4245人に対し、町民居住者ではない滞在者(作業員)が2896人もおり、みなし居住率(町民居住者と滞在者を足して住民登録人口で割った数値)は150%にも達していることから分かります。極めて異質な人口構成の町となっています。

広野駅前東側は、従来、田畑が広がっており、のどかな田園風景を形づくっていました。しかし、現在、復興整備事業の名の下に、広野駅前東側を中心に次々と新しい共同住宅が建設されています。これらの建物は全国から集められた原発作業員の宿舎や寮として使用されるものであり、そのほとんどが単身者用です。また、広野駅前に建設されたオフィスビルに入居しているテナントも、多くは、原発関連作業に関する企業です。

このように現在広野町は、原発関連作業の拠点とされ、これに従事する3000人近い多くの作業員らが入れ替わり立ち替わり出入りする地に変貌してしまっています。作業員らは入れ替わりが激しく、地域コミュニティに溶け込むことはおよそ期待できません。住民同士お互いの顔が見え、安心感のある日常を送っていた従来の広野町の生活環境はまったく変わってしまったと言わざるを得ません。

6 被告東電は、広野町の商業施設や各種機関がほぼ再開していると主張し、「復興」を印象付けようとしています。

しかし、実際は、広野駅西側の商店街は依然として閑散としており、新たに開店したイオン広野店も品ぞろえが限られているため、広野町の住民は、現在も日常の食料品の購入を町外のスーパーや食料品店に頼ら

ざるを得ない状況が続いています。医療機関も再開しているものは僅かで、住民の多くが町外の医療機関を頼らなければならない状況が続いています。

また農業も、原発事故から3年を経てようやく米の作付が再開されたものの、米の作付農家数は原発事故前の半分以下に減少してしまっており、若い世代の帰還が進んでいないことから益々の減少が避けられない状況です。

このように広野町は、原発関連作業の拠点としての整備が進められている一方で、地元住民の生活に資する施設等の整備はほとんど進められていません。地元住民の意向とはかけ離れた建物・施設が次々と建設されているだけであり、およそ「復興」と呼ぶにはほど遠いものとなってしまっているのが現状なのです。

以上

## 代理人意見陳述

2020年9月30日 福彩訴訟第32回期日

### 第1 はじめに

9月2日の期日で陳述した原告第79準備書面の概要を申し上げます。

原告らは本件訴訟で、主に精神的損害の賠償を求めています。本件訴訟は、当初の提起から6年あまり、また第4次訴訟の提起からでも3年半以上を経過しておりますが、この間、被告東電との関係では、原告らの精神的損害にかかる慰謝料請求権の存否及び金額が本件の争点であり、これまでの賠償手続きで被告東電が原告らに慰謝料として払ってきた金額によって未だ填補されていない慰謝料請求権の額及び範囲が問題となる、という争点整理につき、当事者間で特に争いもなく、審理が進んでいました。

しかし、被告東京電力は令和2年7月・8月になって、「財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となる」と主張して、原告らに対して、精神的損害だけでなく、本件訴訟で原告らが請求していない財産的損害等についても、実際の損害と既払額との紐づけを求め、紐づけできない部分は東電による過払いであるから、その分は慰謝料の弁済として充当されるべきであるなどと言いはじめました。

原告ら第79準備書面は、このような被告東京電力の主張に対して反論を行ったものです。本日はその内容のうち、主に、原発事故発生から現在までの間なされてきた、原発事故損害賠償に関する実務の取扱の内容等からすれば、被告東京電力の主張は背信的な主張であり到底認められないものであることについて述べたいと思います。

## 第2 原発事故損害賠償の実務について

1 平成23年4月28日、政府は原子力損害の範囲判定等に関する第一次指針を策定しました。この第一次指針では「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ること」とされ、「避難費用」「営業損害」「就労不能等に伴う損害」等、原発事故による損害の「項目」が示され、「損害項目(費目)」ごとの賠償を行う方針が示されました。この第一次指針以降、損害の範囲判定等に関する指針が、個別の損害項目について順次発表されていきました。

2 被告東京電力の本賠償(直接請求)の手続では、被告東京電力が作成した「請求書」を用いるものとされました。これらの請求書は、基本的に中間指針等を上回らない限度で、個別の損害項目ごとに賠償項目を細分化し、各項目ごとに被害者が請求内容や金額を書き込んで東電に提出するよう作成されています。

原発事故被害者は、被告東京電力が作成したこの請求書の書式に則って、各項目ごとの請求を行いました。しかし、必ずしも請求したものが全額支払われるものではありませんでした。そもそも請求書自体、上記の通り被告東京電力側が支払う範囲で書式自体を作成している以上、被害者側はその限定された範囲で請求せざるを得ないものでした。そして、この請求書を送付すると、東電が内容を確認し、弁償を認めた範囲で弁済額の提示と、この弁済を受領したければ署名押印するようにと「お支払い明細書・合意書」が同封されていました。被害者側は、納得できない部分があっても、生活維持のため賠償を受領しなければならないと思えば、これに署名押印し、返送することになります。こうした手続きによって、直接賠償の支払いが行われてきたのです。

このように、被告東京電力による賠償は、費目ごとに基準を細分化して、個別に賠償がなされてきました。

3 平成23年9月以降、こうした直接請求の手続きによる賠償では賠償として不十分であり、被告東京電力から支払いが拒否された賠償については、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続(ADR)が申し立てられるようになりました。ADRを申し立てる場合、損害項目ごとに金額を記載した申立書を提出し、弁護士らからなる仲介委員により、和解仲介が行われます。ADR手続で締結する和解条項でも、直接賠償と同様、損害項目ごとに仲介委員から和解額の提案があり、和解が成立されてきました。

4 このように、本件事故の賠償では、被害の内容が多岐に及び、長期間にわたる深刻なものであったことから、政府は各種指針類で、各損害項目ごとに基準を定めて賠償していく方針を定め、被告東京電力もその方針に則った請求書式を作成し、損害項目ごとに賠償を行ってきました。つまり、被告東京電力と原発事故被害者である原告らとの間では、どの損害項目の賠償としていくら支払うかについて、各請求項目ごと、請求期間ごとの損害について、その都度合意し、賠償が行われてきました。

## 第3 被告東京電力の賠償が「被害者に極めて有利な形」で行われてきたとは到底言えないこと

1 被告東京電力は、訴訟外での賠償手続について、「避難等対象者に対して財産上の実損外の発生の厳格な証明を求めず、被害者に極めて有利な形で賠償が行われている」ことから、財産的損害の賠償は全体として被害者の精神的苦痛を添付するに足りるものであった、とも主張しています。

しかし、賠償手続における被告東京電力の対応は、「被害者に極めて有利な」ものとは到底言えず、対応も誠実とは言えないものでした。

2 例えば、中間指針等は、そこで「対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」と繰り返し述べられているにも関わらず、被告東京電力はADR手続において「中間指針に賠償基準が明記されていない」として和解を拒否する対応を取り続けました。

請求においては、損害の発生と金額を裏付ける疎明資料がその都度必要でしたし、担当者が変わると「こ

の資料では不十分」と突然賠償が拒否されることも多々ありました。「最大限の賠償をしてきた」「厳格な証明を求めていなかった」などという本訴訟における被告東電の主張は、全く事実に反するものです。被告東電は、ADR手続を行った被害者に対して、直接請求での支払いを遅延させたり、直接請求用の請求書用紙を送付しなかったりといった嫌がらせともいえる対応をして、社会的に問題視されたこともありました。

このような被告東京電力の対応の問題点については、原子力損害賠償紛争解決センターの令和2年3月6日付活動報告書においても、東京電力が「センターの示す和解案の受諾を拒否したことにより和解仲介手続が打ち切られた案件や、貴社の被害者の方々に対する賠償の姿勢等について、地方公共団体や関係団体から当省に是正を求める要望が寄せられている」と明示され、被告東京電力の対応が「不適切」とまで指摘されています。

3 このように、被告東京電力のこれまでの対応は、被害者に対して誠実な態度とは到底言えず、また積極的に被害者に十分な賠償を行おうと努めていたものでもありませんでした。むしろ、中間指針等が示した「最低限」の賠償についてさえ厳密な立証を求め、和解仲介手続においても、仲介委員の和解案を拒否するなどの対応を繰り返してきたものでした。

#### 第4 被告東京電力の主張が背信的であること

1 被告東京電力は、本訴訟において、原告本人尋問の直前に至って突如、これまで賠償項目ごとに合意書等を取り交わして賠償の実務が行われてきたことを無視し、「原告らに支払った財産的損害についても弁済の抗弁として主張する」と主張しはじめたのです。

これは、被告東京電力が、損害項目ごとの本賠償を行うことを表明し、避難者らに対してその立証資料の提供を求め、各請求項目ごと、対象期間ごとに合意書を取り交わして支払いを行い、一つ一つ個別に解決してきた経過と明らかに矛盾するものです。加えて、賠償に対して誠実に対応することを国に対して約束し、国費から賠償資金を取得する一方で、国から賠償資金を入手するや、それらの約束を反故にし、精算条項付きの合意書によって双方が譲歩し合い解決してきた個々の紛争について、本訴で紛争を蒸し返していると評価せざるを得ないのであって、被害者に対する関係

でも、政府や国民に対する関係でも、背信行為といえるべきものです。

被告東京電力のこのような主張は、原発事故被害者たちが立証資料を提出して自らの損害を立証し、損害項目ごとの合意を積み重ねて解決してきたという、これまでの本件賠償手続きの経過を白紙にして、もう一度一からの主張立証を求める暴挙であり、これまでの態度とも矛盾する背信的なもので、到底許されるものではありません。

以上



## 専門家証人尋問

2020年9月2日 福彩訴訟第31回期日

9月2日の第31回期日では、原告側代理人弁護士が、前掲の第78準備書面、第80準備書面を陳述した後、原告側の専門家証人として辻内琢也教授（早稲田大学人間科学学術院教授／震災支援ネットワーク埼玉〔SSN〕副代表）が証人に立たれました。

原告側弁護士の主尋問に対して、辻内教授は、福島県から埼玉県へ避難中の世帯を対象として、震災支援ネットワーク埼玉（SSN）と早稲田大学災害復興医療人類学研究所（WIMA）が2012年以降に実施しているアンケート調査「避難者状況調査」の手法とその結果明らかになったことについて報告されました。

アンケート調査は福島県の各自治体の協力も得て、最大16,686世帯に送付され、回答率は最大で30.7%（2013年）、最小7.4%（2018年）となっています。

アンケート調査は、(1) 支援に役立つ調査、(2) 状況・現状の把握と分析、(3) その結果に基づく行政への提

言、の三点を主な方針として、被災者の置かれている現状を、正確かつ客観的に把握することを目的としています。

辻内教授は、自身が講ずる「人間科学」を、人文科学と自然科学を融合したものと定義します。被害の実態は自然科学だけではとらえられない。疫学的な要素も含めて人間を総合的にとらえ、被災者の置かれている現状を、正確に客観的に捉えることを目指していると述べました

辻内教授は、避難者のメンタルな状況を、IES-R (PTSDの症状評価尺度として評価の高い国際的評価尺度) と K6 (うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標) の2つの指標から分析し、地震という「自然災害」にくらべて、原発事故とその後の混乱という「人為災害」(責任の所在が明らかにならない/賠償が十分でない) が、避難者に長期間のストレスを与えている現状を指摘されました。

不安や抑うつは、一般的に災害後半年ほどは上がり続け、半年くらいから下降に転じますが、福島からの避難者の場合は、2015年以降、高止まりが続いています。辻内教授はその原因が、原発事故が「人的災害」であることを挙げ、1) 事故の責任の所在が明らかにされ

ない。2) 補償が十分でない、の2点が、被災者の精神状態に影響していると分析します。

また放射線被ばくの恐怖やトラウマティックな体験、そして「ふるさと喪失」、すなわち家庭、生活、生きがい、コミュニティ等を失ったストレスは、「区域内」「区域外」の避難者を問わずに共通しているにもかかわらず、行政の避難指示の一方的解除によって「区域外」となった避難者のストレスがさらに高まっていること、避難の継続をめぐって家族内での対立や葛藤が深まっていること、避難先で半数以上の方が避難者であることを明かせないなど、いくつものストレス要因が避難者に多重にのしかかっており、問題が解決されないままストレスが高止まりしている現状を、辻内教授はアンケート結果を元に強調されました。

休憩後に、被告東電・国からの反対尋問が行われました。東電側弁護士は、アンケートへの回答が3割以下であることを挙げ、「回答率が低い。一般論として回答率の低いアンケート調査は精度が低い。さらに膨大な質問項目に対して、行政支援への関心や要望の強い人だけが回答しているのではないか。アンケート結果にバイアスがかかっていないか」と質問しました。

これに対し辻内教授は、「福島県の県民健康調査でも回答率は2~3割。県が行っている大規模調査でもその程度の数字で、われわれの調査の回答率が低いとはいえない。それから回答にバイアスがかかっているという質問についても、バイアスがあるのは確かだが、その場合、二通りのバイアスが考えられる。つまり、自分の状況をわかってほしいという人が積極的に回答する一方で、ストレスがひどく声を上げる力のない人は、回答すらできない可能性が考えられる。その両面を考え合わせれば、決して被災者側に都合のいい結果だけが反映されているわけではない」と反論しました。

国側の代理人弁護士の反対尋問は、さらに悪意に満ち「対象が避難者に限られているのはなぜか。被災地域ではもっと多くの避難していない方がいるのに、なぜそういう人々を調査しないのか」という支離滅裂なもの。辻内教授のアンケート調査は当初から避難者を対象にしたもので、言いがかりとしか言いようのない質問です。これには裁判長もあきれて注意をしました。辻内教授は「アンケートは各自治体が“避難者”と判断





した方全員に送っている。双葉町では全員避難となっているが、残っている方にもアンケートが送られている。厳密に言えば、福島県と県外を行ったり来たりしている避難者は少ない」と冷静に対応されました。

その他「地域の放射線量を調べたのか」などと、行政がすでに公開している数値を揚げ足を取るように質問したり、調査の方法論に疑問を呈するなど、被告東電と国の反対尋問は、アンケート調査の信頼性をいかに<sup>おとし</sup>貶め損なうかを狙うものでした。

証人尋問を終えた辻内先生は、「さいたま地裁での証人尋問は自身の研究活動の本丸というべきもので、2百数十ページの意見書にここ7~8年の成果をすべて注ぎ込みました。わたしのゼミを履修している学生みんながアンケートの集計と解析を頑張ってくれ、避難者の実態を裁判官にわかってもらうのが一番の目的でした」と語りました。

また原告側弁護士の一人は「国側代理人弁護士の態度は、最初から証人を挑発するようにケンカ腰で臨んでくるもので、人間として情けない。国の態度が象徴されるように感じました」と憤っていました。

傍聴には、アンケートの集計と解析に協力した辻内ゼミの学生5名も参加されました。

「人生はじめての裁判傍聴でした。貴重な経験で、もっと原告の力になりたいです」

「先生から「ここは突っ込まれるから」と指摘され、緊張感をもってアンケートの集計・解析に当たりました。これから成果が出てくると思うと力が湧いてきます」

「実際に裁判を傍聴して、人間科学という学問の意味を知り、あらためて感動しました。数字の裏にある人間を考える必要を痛感しました」といった感想が続き、頼もしい若者たちの姿が<sup>まぶ</sup>眩しく感じられました。



## 原告本人尋問

2020年9月30日 福彩訴訟第32回期日

9月30日の第32回期日では、前掲の代理人意見陳述に続いて、原告側弁護士から、おもに訴訟に至った経緯を原告に確認する**主尋問**が行われました。

### 【原告番号20-1 Fさん】

陳述書を書いた妻は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を患っている娘から離れることができず、代わりに夫が出廷しました。娘は今も、原発事故の話や地震があると怖がり、パニックになってしまいます。夫は事故当時は福島県郡山市でシステムエンジニアとして勤務し、妻・娘(小学校1年)と3人暮らしてでした。

当時小学校1年生だった娘さんは公園の外遊びが大好きな元気なおばあちゃん子でした。地震の影響で住んでいたアパートに住めなくなり、すぐ近くの妻の実家に行きました。娘さんの新学期が始まり、学校で「長袖・マスク・帽子」の着用をするよう指導されたことで、「危険なのではないか」と思うようになり、避難を考え始めました。家の中の線量も高く、通学路も高い状況が続きました。放射線の影響に敏感になり、掃除などをこまめに行う妻と、そんなに心配しなくていいと考える妻の母との間で意見の違いがあり、家がピリピリするようになりました。

原発事故が収束する気配もなく、平成23年9月、被ばくへの恐怖、ストレスが高まり、健康不安が積み積もって避難を決めました。避難先は夫の実家がある長崎県です。ただし、実家に住むことは難しいため住居を確保する必要があり、夫も仕事を探さなければならぬことから、まずは夫が単身で長崎へ行きました。

しかし、夫の仕事はなかなか見つからず、平成24年10月に、これ以上は娘を危険にさらせないと、妻子も長崎県へ移りました。しかし、妻と娘も言葉や文化の違いに苦しみ、学校でいじめにあい、人と話すのが怖くなってしまいました。そんな状況から避難先を埼玉に変えて、再度引っ越すこととしました。東京ならば仕事があるだろうし、埼玉であれば家賃も安く東京に通勤できること、また福島に近いので、妻子もなじめるだろうことからの決断でした。

しかし、夫は埼玉で仕事を見つけたものの、累積したストレスから、適応障害と診断され会社に行けなくなり、再び職を探さなければならなくなりました。現在は別の仕事をしています。妻子もPTSDの診断を受け、特に娘（現在高校生）は、今でも原発や東電のニュースを見ると精神不安定になります。家族全員、現在でも心療内科・精神科に通院しています。10年経っても苦しんでいる人がいることを被告の国と東京電力は知ってほしい。そして、きちんと償ってほしいと思います。

### 【原告番号17-1:Sさん】

事故当時、Sさんの家族は郡山に住んでいました。妻と2人の子どもがおり、三男を妊娠中でした。四男は埼玉県へ避難した後に生まれています。事故後に安全基準が突然引き上げられました。事故当時の自宅の放射線量は、マイクロシーベルトではなく、ミリシーベルトの単位でした。それで大丈夫だと言われても安全だと思えません。事故直後から放射線の影響には不安を持っており、避難先を探していました。事故当時寝たきりで病院に入院していた母は、事故後1週間ほどのときに、病院から「引き取ってほしい」と言われました。病院の方でも診ることができない、と言われたのです。3月23日に、母は亡くなりました。

夫は公務員（中学校の教員）で仕事を辞めることができないため、母子避難となってしまいます。そのため避難先は夫が通える範囲の場所でなければなりません。週末避難もかねて各地を訪ね避難先を探しました。平成24年6月から、妻子はさいたま市の国家公務員住宅に避難しました。

夫は年齢的に仕事を新たに見つけることは難しいため、妻子だけ避難させ、週末に避難先へ通うことを続けています。以来、妻子は埼玉で、夫は郡山で暮らし、多い時は週に複数回、埼玉と郡山を往復します。

子供たちも父親に会えないことをさみしがっています。元気な子どもたちですが、夫が郡山に帰るときには泣いて引き留めます。いつも一緒にいてやれず、妻には大変苦勞をかけてしまっています。一緒にいる時間が少なくて、生活に必要な様々なことを相談することができません。妻は犬のトリミングを休業（自宅でやっていた）し、生きがいをなくしてしまいました。埼玉の住宅はペット禁止で、大好きな犬を飼うこともできません。郡山で飼っている犬を連れてくることもで

きませんでした。参加していたママ友の会も休止状態となり、現在はうつ病の診断を受けています。

事故後に生まれた4男は、心臓疾患があります。原発事故との関係は不明ですが、チェルノブイリ・ハートといって原発事故後、四男と同じ心臓疾患の子供が増えているという論文もあり、因果関係があるのではないかと考えています。除染をした、といいますが、それは家の周辺だけで、やっていないところもたくさんある。山や川、子供たちが遊びに行きたいところは全く除染されていません。帰れません。

埼玉への交通費（主にガソリン代）は、ADRで月2回しか認められなかったのですが、このことについて東電が反対尋問で、「そんなにたくさん往復しているのなら、なぜETCの記録を出さないのか」と聞いたのには驚きました。当時高速は無料でETCを使う必要もなく、記録がないのは当然なのです。東電の代理人は被災者の基本的な状況すら、よくわかっていないようです。

### 【原告番号16-1:Nさん】

事故当時は郡山市に、娘（当時1歳半）と暮らしていました。震災直後「直ちに人体に影響が出ることはない」ということだったので、すぐに避難はしませんでした。けれど、被ばくの影響がとにかく怖くて娘を外に出さないようにしていました。食べ物も地元のものではないものを食べさせるようにしました。保育園が再開してから、車で送迎していました。娘の保育園のクラスで、8月ころまでに半数くらいが避難をして、自分も避難すべきではないかと思うようになりました。事故前によく遊んでいた公園などの線量をはかり、数値が高いことにも不安を感じました。

原告は母子家庭で、避難後の生活が不安でなかなか避難を決断できませんでした。平成23年8月に埼玉への避難を決意しました。以前に1年半ほど仕事で住んでいたことがあり、少しでも土地勘のある場所を選びました。避難することを仕事先に打ち明けると、母子家庭では経済的にも大変なので、ボーナスを受け取ってから避難したほうが良いと勧められ、けっきょく避難は平成23年12月となりました。グループホームに入居していた認知症の母も、親族に預けることはできない事情から、一緒に埼玉に避難しました。母の介護と、娘の育児をしながらの生活でした。

埼玉に避難して以来、自主避難してきたことを子供に言っていない。人に話してもいません。何をいわれるかわからないからです。平成26年12月11日、母が散歩に出かけたまま行方が分からなくなり、交通事故にあい、亡くなりました。埼玉に避難しなければ母は亡くならなかったのに、全く知らない土地で冷たい道路の上で死なせてしまった、という思いに苦しんでいます。福島とは車の量も違い、埼玉では人と付き合うこともなく、近所と付き合うこともありませんでした。福島だったらこんな事故に逢わなかったと思います。

娘の健康被害の不安も大きいです。甲状腺のエコー検査では、のう胞が見つかっており、今でも不安が募っています。賠償で不安は解消されません。震災の被害だけなら埼玉に来ることはありませんでした。「安全」と言われ続けてきた原発の事故が決定的でした。原発の再稼働で、わたしたちのような人々をもう出さないでほしいのです。

#### 【原告番号27-1:0さん】

事故当時は、双葉町で夫婦2人で暮らしていました。夫は原発の下請けの仕事をし、同時に夫婦でゴルフ場の手伝いの仕事もしていました。ゴルフ場は、定年退職したら切り盛りを任せるといわれており、それを楽しみに暮らしていました。友達も多く、夫婦ともに地元の人たちとの交流やお昼を一緒に食べたり、出かけたり、海釣り、沼釣り、山菜取りという暮らしでした。健康面も心配ありませんでした。

3月12日、町内放送で避難するように、と突然言われ、道路が陥没するなかを右往左往させられました。いったん川俣町に避難(小学校の体育館)しましたが、とにかく寒かった。避難先でも小さなおにぎり1個が配られたのみ。19日にはさいたまスーパーアリーナへ避難し、3月30日に加須市の旧騎西高校に避難しました。

旧騎西高校での生活は平成24年末まで続きました。集団避難生活がいつ終わるのかもわかりませんでした。埼玉に避難することになっても、ずっとごろ寝の生活が続きました。毎日3食、冷たいお弁当。そういう生活が1年10か月続きました。プライバシーもありません。眠れなくなり、頭痛、腰痛、急性胃腸炎、脱水症、等様々な不調に襲われています。

今も睡眠導入剤を飲み続けています。平成24年12月

27日から、加須市の借り上げ住宅に入居し、その後家を求めました。しかし、外部との交流はまったくなくなりました。引きこもる生活です。なにもない。妻はお父さんより先に死にたい、と言っています。暮らしは双葉町にいたころと全く変わってしまいました。

一番苦しいと思っているのは、仕事を失ったことです。特に、ゴルフ場の経営を引き継ぐことが夢だったのに、それを全部奪われて今いました。現在(平成31年時点)夫は63歳、妻は65歳です。ハローワークで仕事を探しても見つかりません。ある時「補償金がいっぱいあるんでしょう。なにも無理して仕事を探さなくても…」と思いきり嫌味をいわれ、それ以来福島からの避難者であることを口にしたことはありません。

現在は夫は何かパートの仕事を見つけましたが、妻は無職です。親戚や友人との交流がなくなり、慣れ親しんだ自然もなくなってしまいました。

双葉町に戻りたいという気持ちがありますが、自分の年齢を考えると、生きているうちにはもう戻れないと思っています。お金ではなく、双葉町を元に戻してほしいというのが、本当の願いです。10年前の双葉に戻りたい。でもそれが無理なら、せめて相応の償いをしてほしいと思います。

原告側弁護士の主尋問の後、被告東電と国の反対尋問が続きましたが、枝葉末節な揚げ足取りに加え、嫌がらのようなプレッシャーが目立ちました。たとえば、「避難する人ばかりではなく福島に残った人も多くいたではないか? 仕事や生活のメドも立たないのになぜ無理をして避難したのか/あなたの認識では、いつまで避難生活を続けるつもりなのか/精神的な賠償というのがどういう計算をしているのか。不足というならいったいいくら欲しいのか」といったえげつない尋問。弁護側は即座に不当な尋問に抗議し、裁判長も2度、東電側の代理人弁護士をいさめる場面がありました。

開廷前、原告の一人が「本人尋問に備えて、前もって弁護士の先生とリハーサルをするんだけど、先生方がきびしいんだよ。質問がきつくてね…」とこぼしていましたが、これは弁護団のいわば“愛のムチ”。被告側、とりわけ東電の反対尋問は、それほど陰湿で情け容赦のないものでした。次回以降の期日も、勇気をもって出廷される原告の方々を傍聴席から応援しましょう。

## 新穂正俊弁護士のご逝去

福島原発さいたま訴訟原告側弁護団



埼玉の原発被害救済弁護団の一員として、福彩訴訟の代理人として、もご活躍されていた新穂正俊先生が、令和2年8月3日ご逝去されました。

新穂先生は、訴訟で提出する書面をいくつも

書いていただき、弁護団の大きな支えとなってくれました。また、裁判期日の後の集会にもご参加いただき、手続の説明や、放射線被ばく許容量の問題の解説をしていただきました。

弁護団一同、大きな喪失感を感じております。しかし、ここで力を落とすことはできません。新穂先生の熱意を受け継いで福彩訴訟を戦い抜くことを改めて決意するとともに、先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

\*裁判の山場とも言うべき原告本人尋問を傍聴しながら、「尋問に出たくない」原告もいるという現実を噛みしめました。原告のトラウマ(心の傷)を逆なでするような、被告東電と国の代理人の心ない尋問を耳にすると、たとえ自らの陳述の信頼が落ちるといふ不利益を被っても、「出廷したくない(あるいは、出廷できない)」という気持ちになるのは無理もないと感じたからです。

事故直後は30~20%台だったアンケート調査の回収率が、2018年には10%を切るなど、いっこうに進まない補償と救済に声をあげる力もなくなった被災者が増えている現状ですが、そんな中で、国と東電の責任を断罪し、「ふるさと喪失」と精神的な損害を認め、賠償額を大幅に上積みした2020年9月30



日の仙台高裁判決(本紙p.2)は大きな希望でしょう。責められるべきは国と東電。被災者は胸を張って正当な主張を展開していただきたい。そんな思いをこめて、傍聴を続けたいと思います。

(福島支援事務局)

### 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

- |       |                             |       |                         |
|-------|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 梓澤 和幸 | 弁護士、NPJ代表                   | 小林 実  | 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授 |
| 安藤 聡彦 | 埼玉大学教授                      | 篠永 宣孝 | 大東文化大学教授                |
| 石川 逸子 | 詩人、作家                       | 菅井 益郎 | 国学院大学教授                 |
| 池田こみち | 環境行政改革フォーラム副代表              | 須永 和博 | 獨協大学外国語学部               |
| 磯野 弥生 | 東京経済大学現代法学部教授               | 高橋千劔破 | 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長     |
| 井戸川克隆 | 前双葉町長                       | 田中 司  | 立教小学校元校長                |
| 宇都宮健児 | 元日本弁護士連合会会長                 | 暉峻 淑子 | 埼玉大学名誉教授                |
| 菊一 敦子 | 環境・消費者運動                    | 三浦 衛  | 図書出版・春風社代表              |
| 久野 勝治 | 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授           | 水島 宏明 | ジャーナリスト、法政大学教授          |
| 小島 力  | 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人      | 山田 昭次 | 立教大学名誉教授(日本近代史)         |
| 後藤 正志 | 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長 | 渡邊 泉  | 東京農工大学准教授               |

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 Email: [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582